

様式第1号（第5条関係）

設置事業許可申請書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

㊞

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

事業区域	所在地	塩谷町大字	
	面積	公簿 実測	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
地域地区	指定地域等		
	土地造成の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	過去の開発許可の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
事業概要	土地に関する権利	<input type="checkbox"/> 所有	<input type="checkbox"/> 賃借
	発電出力	kW	
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
設備認定ID			
事業計画 認定年月日	年 月 日		
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※発電出力50kW以上の事業は、県指導指針に従い事業概要書として県に報告します。  
(事業概要書の提出は、必要ありません。)

様式第2号（第5条関係）

設置事業計画

設置事業者名			
設置事業者の住所			
設置事業名			
事業区域	所在地	塩谷町大字	
	面積	m <sup>2</sup>	
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
設置事業の完了時における土地の形状			
太陽光発電設備を設置する位置			
設置する太陽光発電設備の構造			
設置事業の期間及び工程	予定工事期間	着手	年 月 日
		完了	年 月 日
	予定工程		
設置する太陽光発電設備の発電出力			k W
自然環境の保全のための方策			
景観の保全のための方策			
排水施設、擁壁その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画			
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置			
その他災害、事故、生活環境に対する被害等の発生を防止するための措置			
設置事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画			
設置事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理に関する計画			
発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去に関する計画及び当該費用の積立計画			

様式第3号（第5条関係）

維持管理（撤去処理）に係る計画書

設置事業者名			
設置事業者の住所			
事業区域	所在地	塩谷町大字	
	面積	m <sup>2</sup>	
発電期間	予定発電期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発電概要	発電出力	k W	
太陽光発電設備	製品番号等		
	設置規模 (枚数・基数)	枚 基	
	設置面積	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	
	色彩		
	発生騒音量 (公称値)	d B	
附属設備（パワー コンディショナー 等）	製品番号等		
	設置箇所数	箇所	
	容量	k W h	
	定格出力	k W	
	発生騒音量 (公称値)	d B	
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表 者の氏名		
	電話		

電気事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
事業区域の維持管理者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
点検予定業者等	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
点検概要	発電設備	
	附属品等	
	その他必要な点検項目	
緊急時の連絡先	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話	
	担当者氏名	
	電話（直通）	
施設撤去	廃止予定日	年 月 日
	廃棄物の処理について	
	景観上及び防災上の措置について	

備考 点検概要は、点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、それぞれ記入してください。

様式第4号（第5条関係）

立地環境に係る概要書

1 事業区域の概要

設置事業者名	
設置事業者の住所	
所在地	塩谷町大字
面積	m <sup>2</sup>

2 事業区域の土地利用規制等の状況

抑制区域	
<input type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項）
<input type="checkbox"/>	河川区域、河川予定地及び河川保全区域（河川法第6条第1項、第54条第1項及び第56条第1項）
<input type="checkbox"/>	砂防指定地（砂防法第2条）
<input type="checkbox"/>	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
<input type="checkbox"/>	地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
<input type="checkbox"/>	鳥獣保護区及び鳥獣特別保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項及び第29条第1項）
<input type="checkbox"/>	地域森林計画の区域（森林法第5条第2項第1号）
<input type="checkbox"/>	国立公園区域（自然公園法第5条第1項）
<input type="checkbox"/>	県立自然公園（栃木県立自然公園条例第4条第1項）
<input type="checkbox"/>	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（自然環境の保全及び緑化に関する条例第12条第1項及び第21条第1項）
<input type="checkbox"/>	絶滅のおそれのある生息地等保護区（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項）
<input type="checkbox"/>	農地（農地法第2条第1項）
<input type="checkbox"/>	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）
<input type="checkbox"/>	重要文化財（建造物）及び国指定史跡名勝天然記念物の指定地（仮指定地を含む）（文化財保護法第27条、第109条第1項及び第110条第1項）
<input type="checkbox"/>	県指定有形文化財（建造物）及び県指定史跡名勝天然記念物の指定地（栃木県文化財保護条例第4条第1項及び第31条第1項）
<input type="checkbox"/>	町指定有形文化財（建造物）及び町指定史跡名勝天然記念物の指定地（塩谷町文化財保護条例第4条第1項及び第36条第1項）

### 3 事業区域周辺の状況

#### (1) 事業区域からの排水に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	放流先
----------------	--	-----

#### (2) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	線
前面道路幅員	m
搬入経路（国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。）	
※ 別紙で示す場合は、記入不要です。	

様式第5号（第6条関係）

設置事業計画事前協議書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑩

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて協議します。

設置事業名		
発電出力	kW	
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>

様式第6号（第6条関係）

審査（指導・助言）通知書

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



年 月 日付で提出のあった事業計画について、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第2項の規定により、  
次のとおり 指導 助言 します。

設置事業計画事前協議書 受付年月日	年 月 日	
受付番号		
設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町
	面積	m <sup>2</sup>
指導又は助言の内容	<input type="checkbox"/> 計画の変更 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 留意事項	
備考		



様式第7号（第6条関係）

事前協議取下書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

年 月 日に提出した設置事業計画事前協議書に係る事前協議は、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第6条第5項の規定により取り下げます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
取下げの理由		

様式第8号（第6条関係）

審査（指導・助言）通知事項回答書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

㊞

電話

審査（指導・助言）通知書（ 年 月 日付け 第 号）により指導又は助言があった事項について、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり回答します。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
回答内容	別紙のとおり	

備考 回答内容を別紙に記入の上、添付してください。

様式第9号（第6条関係）

事前協議終了通知書

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により 年 月 日付けで事前協議がありました事業計画については、審査の結果、同条例の基準に適合していると認められましたので、同条例施行規則第6条第7項の規定により協議が終了したことを通知します。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>

備考 この事前協議終了通知書の有効期限は、通知した日の翌日から起算して1年が経過する日までとします。

様式第10号（第6条関係）

設置事業計画変更届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

㊞

電話

年 月 日付けで提出した設置事業計画事前協議書の内容を次のとおり変更するので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第6条第8項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定ID		
変更事項		
変更理由		

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

太陽光発電設備設置事業計画についてのお知らせ		
設置事業名		
申請予定 事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	電話	
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力	kW	
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事施行 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	電話	
代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	電話	
標識設置年月日	年 月 日	

備考 この標識の大きさは、縦 90 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上とする。

様式第12号（第7条関係）

標識設置届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第1項の規定により、標識を設置したので、同条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定ID		
発電出力	kW	
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事施行者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
標識設置年月日	年 月 日	

様式第13号（第7条関係）

標識設置変更届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

次のとおり標識の内容を変更したので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定ID		
変更事項		
変更理由		

様式第14号（第8条関係）

説明会開催届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第2項の規定により、説明会を開催したので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
説明会	開催年月日	年 月 日
	場所	
	出席者の状況	関係住民等 人 説明者 人



様式第15号（第9条関係）

意見の申出があった旨の届出書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

電話

次のとおり意見の申出がありましたので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置事業名	
申出年月日	年 月 日
申し出た者の住所	
申し出た者の氏名	
申出書の概要	

様式第16号(第10条関係)

協議状況届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑩

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第4項の規定により、設置事業計画について近隣住民等と協議したので、同条第5項の規定により、その協議の結果について、次のとおり見解書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
協議日時	年 月 日 時から	
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

備考 この様式に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。

様式第17号（第12条関係）

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識			
許可事業者名	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
許可の概要	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	設置事業名		
	事業区域	所在地	塩谷町大字
		面積	m <sup>2</sup>
	発電出力	k W	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
許可をした機関	名称		
	連絡先		

備考 この標識の大きさは、縦50センチメートル以上、横50センチメートル以上とする。

様式第18号（第14条関係）

設置事業着手届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

電話

次のとおり設置許可（変更許可）に係る設置事業に着手するので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

太陽光発電設備 設置の許可	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	設置事業名		
	事業区域	所在地	塩谷町大字
		面積	公簿 $m^2$ 実測 $m^2$
設備認定ID			
太陽光発電設備設置に着手する年月日		年 月 日	

様式第19号（第15条関係）

設置事業完了（廃止）届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

㊞

電話

次のとおり設置事業を完了（廃止）したので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

太陽光発電設備 設置の許可	許可番号	第 号
	許可年月日	年 月 日
	設置事業名	
	事業区域	所在地 塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定ID		
完了（廃止）をした年月日		年 月 日

様式第20号（第15条関係）

検査済証

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



年 月 日付で届出のあった次の太陽光発電設備設置事業については、  
検査の結果、許可内容に適合していることを証明します。

許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
検査日	年 月 日	
許可事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	

## 検査済証不交付通知書

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



年 月 日付で届出のあった設置事業完了（廃止）届については、検査の結果、許可内容に適合していないため、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第15条第3項の規定により通知します。

許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
事業区域	所在地 塩谷町大字
	面積 m <sup>2</sup>
検査日	年 月 日
不適合の理由	

## 教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、塩谷町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、塩谷町を被告として（訴訟において塩谷町を代表する者は、塩谷町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 2 号 (第 1 6 条関係)

設置事業変更許可申請書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

年 月 日付け 第 号により設置事業の許可を受けた内容を次のとおり変更したいので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 1 7 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて申請します。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設置認定 I D		
変更事項		
変更理由		



様式第23号（第16条関係）

設置事業変更届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

電話

年 月 日付けで提出した設置事業計画の内容を次のとおり変更するので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設置設置事業との調和に関する条例第17条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定ID		
変更事項		
変更理由		

様式第24号（第17条関係）

許可通知書

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



年 月 日付で 申請  
変更申請 のあった設置事業について、

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号 第 号
- 2 設置事業名
- 3 事業区域の所在地
- 4 事業区域の面積
- 5 許可の条件

#### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、塩谷町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、塩谷町を被告として（訴訟において塩谷町を代表する者は、塩谷町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

塩谷町長



年 月 日付で 申請  
変更申請 のあった設置事業について、

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により、次の理由により許可しないことを通知します。

- 1 設置事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 不許可とする理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、塩谷町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、塩谷町を被告として（訴訟において塩谷町を代表する者は、塩谷町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 26 号(第 18 条関係)

承継届出書

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
電 話 番 号

⑩

次のとおり許可事業者の地位を承継したので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被承継者に関する事項	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	許可番号		第 号
	許可年月日		年 月 日
	事業名		
	事業区域	所在	塩谷町大字
		面積	m <sup>2</sup>
承継年月日			年 月 日
承継事項			
承継の理由			

様式第 27 号 (第 19 条関係)

設置事業届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑩

電話

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

事業区域	所在地	塩谷町大字	
	面積	公簿	m <sup>2</sup>
実測		m <sup>2</sup>	
地域地区	指定地域等		
	土地造成の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	過去の開発許可の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事業概要	土地に関する権利	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借	
	発電出力	kW	
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
設備認定 ID			
事業計画認定年月日	年 月 日		
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
関係住民等への周知 ※ 時期の ( ) には年月日等を記載	時期	<input type="checkbox"/> 済 ( ) <input type="checkbox"/> 予定 ( )	
	方法	<input type="checkbox"/> 標識の掲示 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※発電出力 50 kW 以上の事業は、県指導指針に従い事業概要書として県に報告します。(事業概要書の提出は必要ありません。)

様式第 28 号 (第 20 条関係)

設置事業変更届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

電話

年 月 日付け設置事業届の内容を次のとおり変更したいので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

設置事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
設備認定 I D		
変更事項		
変更理由		

様式第 29 号 (第 21 条関係)

発電事業開始届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

Ⓜ

電話

次のとおり発電事業を開始したので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 23 条の規定により届け出ます。

発電事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力	k W	
設備認定 I D		
事業計画 認定年月日	年 月 日	
開始した年月日	年 月 日	
電力会社との契約 要項に定める料金の 適用期間		

様式第30号（第22条関係）

発電事業変更届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

次のとおり変更したので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第26条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力	kW	
設備認定ID		
変更事項		
変更理由		



様式第 3 1 号 (第 2 3 条関係)

発電事業終了届

年 月 日

塩谷町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

⑨

電話

次のとおり発電事業を終了するので、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 2 8 条の規定により届け出ます。

発電事業名		
事業区域	所在地	塩谷町大字
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力	k W	
設備認定 I D		
終了する年月日	年 月 日	

様式第 3 2 号 (第 2 4 条関係)

(表)

第	号	身分証明書		所 属 名
		職 名		
		氏 名		
		生年月日		
<p>この者は、塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業ととの調和に関する条例第 3 0 条第 2 項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p>				
有効期限	年	月	日から	
	年	月	日まで	
			塩谷町長	印

(裏)

塩谷町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	
(抜粋)	
(立入検査)	
第 3 0 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、工事施行者又は発電事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、設置事業若しくは発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。	
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	